

諮 問 医 第 号

石川県国民健康保険運営協議会

石川県国民健康保険条例（平成29年石川県条例第39号）第3条の規定により、下記事項について貴会の意見を問います。

令和2年8月 日

石川県知事 谷本 正憲

記

- 1 石川県国民健康保険運営方針の作成に関する事
- 2 国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事